

# 平成23年第1回大曲仙北広域市町村圏組合議会定例会会議録

平成23年2月23日第1回大曲仙北広域市町村圏組合議会定例会を大仙市大曲交流センター第1研修室に招集した。

1. 平成23年2月23日(水)午後3時30分 開会  
1. 平成23年2月23日(水)午後5時20分 閉会

1. 出席した議員は次のとおりである。

1番 児玉裕一	2番 佐藤孝次	3番 佐藤峯夫	4番 高橋 猛
5番 茂木 隆	6番 橋本五郎	7番 伊藤邦彦	8番 伊藤福章
9番 大野忠夫	10番 富岡喜芳	11番 田口喜義	12番 澁谷俊二
13番 大山利吉	14番 佐藤文字	15番 佐々木章	16番 熊谷隆一

計 16名

1. 欠席した議員は次のとおりである。

計 0名

1. 地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

管理者 栗林次美	副管理者 門脇光浩	副管理者 松田知己
副管理者 鎌田榮治	監査委員 深澤廣	消防長 高橋庄孝
消防次長 伊藤和美	大曲消防署長 伊藤等	角館消防署長 菅原達美
介護保険事務所長 佐々木勝	角間川更生園長 榎尾正義	管理課長 堂本義則
介護保険事務所副参事 藤井直樹	角間川更生園副参事 久米勇太郎	
管理課副主幹 久米 正	管理課主席主査 藤原忠臣	管理課主任 奈良ルミ子

1. 会議の書記は、次のとおりである。

管理課 奈良ルミ子

1. 本会議に提出した議案は、次のとおりである。

- (1) 議案第1号 議会の議員の議員報酬及び監査委員の報酬並びに費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (2) 議案第2号 秋田県市町村総合事務組合同規約の一部変更について
- (3) 議案第3号 平成22年度大曲仙北広域市町村圏組合一般会計補正予算(第3号)
- (4) 議案第4号 平成22年度大曲仙北広域角間川更生園特別会計補正予算(第2号)
- (5) 議案第5号 平成22年度大曲仙北広域介護保険特別会計補正予算(第3号)
- (6) 議案第6号 平成22年度大曲仙北広域市町村圏組合経費に係る負担金の一部変更について
- (7) 議案第7号 平成23年度大曲仙北広域市町村圏組合一般会計予算
- (8) 議案第8号 平成23年度大曲仙北広域角間川更生園特別会計予算
- (9) 議案第9号 平成23年度大曲仙北広域介護保険特別会計予算
- (10) 議案第10号 平成23年度大曲仙北広域市町村圏組合経費に係る負担金について

議 長 (児玉裕一君)

定例会を始める前に、議案の訂正があるそうですので、鎌田副管理者より説明をしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

副管理者 (鎌田榮治君)

大変恐縮に存じます。開会に先立ちまして先にお配りしております議案に誤りがございますので、訂正をお願いしたいと存じます。お手元に資料としてもお配りしてございますけれども、議案第2号秋田県市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約についての件でありますけれども、別表第2第2項上覧中「、北秋田市上小阿仁村病院」を削る。とありますけれども、これは「、北秋田市上小阿仁村病院組合」を削る。という「組合」が抜けておりますので訂正をさせていただきたいと存じます。よろしくご理解の程お願い申し上げます。

議 長 (児玉裕一君)

これより平成23年第1回大曲仙北広域市町村圏組合議会定例会を開会いたします。

管理者から招集のあいさつがあります。栗林管理者。

管理者 (栗林次美君)

はい。

本日、平成23年第1回大曲仙北広域市町村圏組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましてはご参集をいただきまして、誠にありがとうございます。

今次定例会でご審議をお願いいたします案件は、条例案1件、補正予算3件、平成23年度当初予算3件及び単行案3件の合計10件であります。

この後事務局に説明させますが、各案件につきまして、よろしくご審議のうえご承認賜りますようお願い申し上げます。

なお、この場をお借りいたしまして、当組合の諸般の報告及び本年度主要事業の進捗状況並びに平成23年度の主要事業の概要についてご報告させていただきたいと存じますが、その前に、消防本部職員の不祥事と西木分署救急車の事故について、ご報告とお詫びを申し上げます。

はじめに、昨年12月1日早朝に「酒気帯び運転」で検挙された消防職員につきましては、議員の皆様をはじめ圏域住民の皆様並びに関係各位に対しまして、多大なご迷惑をおかけいたしましたことに深くお詫び申し上げたいと存じます。

日頃、公務員としての自覚のもと、飲酒運転は絶対にしないよう指導してきたところではありますが、こうして発生してしまったことを重く受け止め、さらに厳しく職員に対し指導してまいりたいと考えております。本人には、道路交通法違反はもとより、公務員としての信用並びに広域消防の信用を失墜させ、さらには3週間もの間、報告義務を怠った責任は重大であり、12月22日付けで停職6カ月の懲戒処分、また、

管理監督責任をとり専任副管理者が1月分の給料から10分の1を自主返納、消防長以下幹部職員4名を訓告及び厳重注意処分としております。

次に、昨年12月25日夕方に発生しました西木分署救急車の、傷病者搬送中に、進路を譲るため車線左側に停車していた普通乗用車を追い越す際、路面凍結によるスリップのため衝突した事故についてであります。

搬送中の患者と救急隊員に怪我はありませんでしたが、普通乗用車の運転手が腰と首の痛みを訴え現在も通院治療を行っております。治療費と相手方の車両の修理については、保険会社と協議し全額当組合が負担することとしており、また、救急車につきましても保険対応で、1月21日に修理を終えております。なお、事故当日は、吹雪による視界不良と路面凍結という悪条件が事故の誘因であることを考慮し、1月17日付けで乗務員2名及び分署長を厳重注意処分としております。

この度の不祥事並びに事故は誠に遺憾であり、今後は職員一丸となって圏域住民の信頼回復に全力を挙げて取り組んでまいりますので、よろしくご理解を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、平成23年度当初予算の概要についてご報告申し上げます。

一般会計と2特別会計を合わせた平成23年度当初予算の総額は174億2,774万円であり、前年度当初比較で9億8,618万4千円、率にして6%の増となっております。

これは、主に介護保険特別会計における各種介護サービス給付費の伸びが見込まれることにより、保険給付費が約10億6,700万円の大幅な増額となることによるものであります。

また、構成市町負担金につきましては、前年度当初と比較して1億3,317万1千円、率にして3.03%増の総額45億2,310万4千円となっておりますが、これにつきましても保険給付費の増額が要因となっておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

当初予算の内容につきましては、議案審議において鎌田副管理者が説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

また、当組規約の「組合の共同処理する事務」の内容に2カ所変更したい部分があり、地方自治法第290条の規定に基づき、構成市町の議会の議決を得る必要があることから、2市1町の3月定例会への上程をお願いしておりますので、議員各位のご理解をお願い申し上げます。

次に、消防関係について申し上げます。

今年度予定しておりました消防ポンプ自動車3台の更新事業についてありますが、本年1月28日までに大曲消防署及び角館消防署並びに西分署にそれぞれ配備しております。また、全国農業共済組合連合会秋田県本部から寄贈される田沢湖分署配備の高規格救急車につきましては、来る3月16日に秋田県庁において寄贈式が行わ

れます。運用につきましては一定の試行期間を経て、4月1日からの業務開始を予定しております。

次に、平成23年度の主な事業についてであります。車両更新事業関係につきましては、老朽化した南分署の消防ポンプ自動車1台と西仙北分署の2B型救急自動車1台の更新を予定しております。

また、職員の被服貸与についてであります。平成14年に貸与し8年が経過した半袖の夏制服248着と、年次計画で進めてまいりました救急服30着分も更新する予定としております。

次に、消防・救急無線のデジタル化と災害位置情報等を消防車両に送信している車載端末装置のフォーマ対応についてであります。デジタル化事業につきましては事業初年度として、電波の伝搬調査を含む基本設計業務委託費を予算計上させていただいております。また、車載端末装置につきましては、現在使用しているNTTドコモのドゥーパサービスが、平成24年4月からフォーマサービスに移行することに伴う車載端末機36台分の改修業務委託費を予算計上させていただいております。

次に、角館消防署庁舎の屋根修繕についてであります。平成3年に新築した庁舎も19年が経過し、屋根に吹き付けたれた合成樹脂の劣化剥離による錆の発生が著しいため、全面を重ね葺きにするための設計監理業務委託料及び工事請負費を予算計上させていただいております。

次に、西分署ポンプ自動車の交通事故に伴う修理についてご報告いたします。

お手元に資料を配付しておりますので、ご覧いただきたいと存じます。昨年12月15日の早朝、大仙市南外字平形地内の県道上において、神岡方向から走行してきた大仙市在住の21歳女性が運転する普通乗用車が雪道でスリップして対向車線に進入し、避難訓練指導に出動中であつた西分署配備の消防ポンプ自動車に衝突したものであります。ポンプ自動車は相手方車両との正面衝突を避けるため、道路左側に避けるような形で路肩に寄ったところを、運転席右側の前輪に衝突されてタイヤがバーストし、タイヤホイールも大きく変形したため操縦不能となり、道路脇の水路に横倒しとなったものであります。この事故に際しましては、双方に怪我人はなく、大仙警察署の事故処理を受けた後、物損事故として処理されたところであります。また、消防ポンプ自動車の修理につきましては、1,100万円余りの見積もりが出されましたが、保険会社と協議の結果、全額を相手方が負担することで現在、修理を行っているところであります。なお、修理期間中は大曲消防署の2号車を代車として運用し、業務には支障をきたしておりません。

次に、平成21年4月1日から総務省消防庁に職員1名を、研修派遣をいたしておりましたが、本年3月31日をもって2カ年の研修期間を終えることになっております。来年度以降につきましては、消防職員の資質の向上と更なる消防力の増強を図るため、適宜研修等の機会を検討してまいりたいと考えております。

次に、斎場関係について申し上げます。

中央斎場の改築計画につきましては、現在までに計3回の検討委員会を開催し、最大の懸案事項であります候補地の選定や、新施設の規模・仕様について協議、検討を進めているところであります。来月には4回目の検討委員会を開催し、諸条件を踏まえて候補地の比較検討・絞り込み作業に着手してまいりたいと考えております。

なお、来年度には斎場建設候補地それぞれの用地取得、造成、インフラ整備等に要する事業費を試算し、比較検討するための資料作成委託費を予算計上させていただいております。

また、コンサルタントに業務委託しております建設に係る基本計画の策定業務につきましては、現在、最終校正に入っており年度内には完成する予定となっております。

次に、休日救急医療連携事業関係について申し上げます。

秋田県から委託を受けて大曲仙北歯科医師会が実施しております歯科在宅（休日）当番医制事業につきましては、平成22年度末で事業が終了することが決定しております。これは、県の事業が22年度で終了するという話であります。我々の方からは県に対して事業の継続を強く求めましたけれども、県では22年度で終了するという結論でありました。しかしながら、大曲仙北歯科医師会からの事業継続要望もあり、地域医療の観点から事業の必要性・方向性を構成市町と協議した結果、平成23年度以降は広域事業として位置づけ、継続することになったものであります。日曜日及び年末年始の休日が事業対象日となり、当番医に支払われる経費を予算に計上させていただいております。

また、平成8年度末で診療廃止をしております仙北市角館町の旧角館地区休祭日救急医療センターと角館保健センターの建物につきましては、1階部分の約半分は共有部分を含め当組合の財産であります。建設費の70%、建設に係る起債についてはその全額を旧角館町と仙北市が負担したものであります。当組合では、現在、当該スペースを障害者福祉サービス事業所に貸借契約により利用させておりますが、今後当組合独自の利用計画もなく、また、起債の償還が平成21年度末で終了していることに加え、現在、利用している事業所が、仙北地域の障害者福祉等に貢献していることから、仙北市に無償譲渡する方向で進めてまいりたいと考えておりますので、議員各位のご理解をお願い申し上げます。

次に、角間川更生園関係について申し上げます。

同園は昭和56年4月に開設し、平成23年度には開園30周年を迎えることとなります。記念行事として保護者会と共催の記念式典・祝賀会を予定しており、係る経費の一部を予算に計上させていただいております。開催時期といたしましては、平成23年9月29日を予定しており、その際には議員各位のご出席を賜りたいと存じます。

また、施設の老朽化による設備等の不具合も近年頻繁に発生しており、特に、給湯

配管の劣化が激しく、来年度は給湯管の全面的な交換を行うための工事請負費を予算計上させていただいております。

次に、後三年鴻声の里関係について申し上げます。

昨年12月20日には引っ越し作業も終了し、新施設での生活を始めております。30数年間住み慣れた施設から移った当初は、一部の利用者に戸惑いも見られましたが、居室の広さは旧施設の3倍に広がり、生活スペース全般に余裕ができゆったりと落ち着いた生活を送っているようであります。

また、健康面においてもインフルエンザ等への感染もなく、皆さん元気に過ごしていると伺っております。

旧施設の解体工事ではありますが、昨年11月26日に入札を行い、地元美郷町のシブヤ建設工業と今年3月17日までの工期で契約を締結し、現在、施設本体の解体はほぼ終了しております。この冬の大雪による影響もなく、工事は概ね順調に進んでおります。

また、美郷町の全面的な協力で施工中のアクセス道路の拡幅改良工事につきまして、舗装工事等、3月末までには完了の予定であります。

次に、「障害福祉サービス事業所まつくら」の水交会への編入についてですが、平成23年4月1日の移譲に向けて、大仙市社会福祉協議会と協議を重ね、近々事業の移譲についての協定書を取り交わす予定と伺っております。

また、角間川更生園も平成25年度には水交会に事業を移行し、法人化する計画であります。

最後に、介護保険関係について申し上げます。

平成23年1月分データによる現況ですが、管内65歳以上の第1号被保険者は44,531人、要介護認定者8,427人、サービス利用者6,934人であり、前年同月比で第1号被保険者338人減、要介護認定者423人増、サービス利用者348人増となっております。

被保険者数については平成21年4月の45,060人をピークに現在は減少傾向にありますが、認定者数、サービス利用者数の増加は前年にも増して増え続けており、この結果、第1号被保険者の認定率は17.3%から18.4%へ、認定者のうちサービスを利用している方の割合は82.3%となっております。

平成22年度は、保険給付費、基金積立金、諸支出金について増額、総務費、地域支援事業費については減額が見込まれるため、今次定例会において予算の補正をお願いしております。

平成23年度には、保険給付費については総額138億5,017万9千円、前年比10億6,684万6千円増、率にして8.3%の増を見込んでおりますが、これは要介護者の自然増に加え、新たに介護施設の増設、増加に伴うものであります。

また、平成23年度は、平成24年度から26年度までの3年間を計画期間とする第5期介護保険事業計画の策定年になります。計画の策定にあたっては、大仙市3、

仙北市 1、美郷町 1 の 5 圏域において一般高齢者 2 5 0 人、介護認定者 2 5 0 人の 5 0 0 人ずつ合計 2 , 5 0 0 人を無作為に抽出し、それぞれの日常生活圏域における介護ニーズ調査を実施するほか、医療、介護、生活支援サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の実現を目標に、介護基盤の整備状況、介護給付費の動向などを踏まえ、被保険者代表、介護事業者、学識経験者、行政機関等で構成する事業計画策定委員会に諮り策定することになります。

また、福祉用具の購入費については、住宅改修費と同様に保険者が直接 9 割分について支払ができる受領委任払い方式の選択ができるよう所要の要綱を制定し、利用者の一時的な経済的負担の軽減に資するように努めてまいります。

以上、招集の挨拶並びに諸般の状況についてご報告申し上げましたが、今後とも圏域住民並びに議員各位のご理解とご支援を賜りますようお願いを申し上げます。招集のあいさつと諸般の報告とさせていただきます。

先程、美郷町の旧後三年更生園のところで旧施設の解体工事のことを申し上げておりますが、誤りがありましたのでこの部分だけもう一度読ませていただきます。

旧施設の解体工事ではありますが、昨年 1 1 月 2 6 日に入札を行い、地元美郷町のシブヤ建設工業と今年 3 月 1 8 日までの工期で契約を締結し、が正しいです。先程 3 月 1 8 日のところを 3 月 1 7 日と私、言ったようでありますので、ご訂正願いたいと思います。

議 長 (児玉裕一君)

これより本日の会議を開きます。

出席議員は、定足数に達しております。

本日の議事は日程第 1 号をもって進めます。

それでは日程第 1 「会議録署名議員の指名」を行います。会議録署名議員は、会議規則第 6 7 条の規定により、議長において、1 2 番、澁谷俊二君、1 3 番、大山利吉君、1 4 番、佐藤文子君を指名いたします。

日程第 2 「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日 1 日といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日 1 日と決定いたしました。

日程第 3 「議長報告」平成 2 2 年度例月出納検査結果報告書が監査委員から提出されましたので、これらを別添お手元に配布のとおり報告いたします。

日程第 4 「議案第 1 号 議会の議員の議員報酬及び監査委員の報酬並びに費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。堂本管理課長。

管理課長 (堂本義則君)

議 長 はい、議長。  
(児玉裕一君)

管理課長 はい、管理課長  
(堂本義則君)

「議案第1号 議会の議員の議員報酬及び監査委員の報酬並びに費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」をご説明申し上げます。

本案は、「私用車の公用使用に関する規程」の見直しに伴い、議会の議員及び監査委員に対し、費用弁償として支給する車賃の1キロメートル当たりの支給額を「国家公務員の旅費に関する法律」に倣い、現在の20円から37円に改正しようとするものであります。

当広域では、旧大曲市、合併後の大仙市に準じ、1キロメートル当たり20円としておりますが、これは、ほぼ電車を利用した場合と同額になるものであります。

車賃の額の算定には、「標準的な陸路交通の機関である路線バスの料金を基準にして決定する」とした国の算定方法に倣い、秋田県や県内ほとんどの市町村が国と同額の37円としております。

業務の関係で私用車を使用する機会も増えていることや、構成する市町からの派遣職員との均衡を図る必要があることから、国と同額に改めようとするものであります。

また、非常勤特別職の費用弁償について、車賃の支給についての規定が定かでなかったことから、車賃の額や支給方法については、議会議員の例に倣い支給することとした規定を附則において定めるものであります。

施行日につきましては、平成23年4月1日からとしております。

以上、議案第1号についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議 長 (児玉裕一君)

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。

これより「議案第1号」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。



よって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第5「議案第2号 秋田県市町村総合事務組合規約の一部変更について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。堂本管理課長。

管理課長 (堂本義則君)

はい、議長。

議長 (児玉裕一君)

はい、管理課長

管理課長 (堂本義則君)

「議案第2号 秋田県市町村総合事務組合規約の一部変更について」をご説明申し上げます。

本案は、秋田県市町村総合事務組合が共同処理する地方公共団体のうち、「北秋田市上小阿仁村病院組合」が平成23年3月31日をもって解散することに伴い、共同処理する団体名から「北秋田市上小阿仁村病院組合」を削除する、総合事務組合規約の変更が必要となっております。

規約を変更するときには、関係する地方公共団体の協議によりこれを定めることとされており、かかる協議については地方自治法第290条の規定により、関係する地方公共団体の議会の議決が必要であることから、当組合議会の議決を求めるものであります。

以上、議案第2号をご説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長 (児玉裕一君)

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。

これより「議案第2号」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に日程第6「議案第3号 平成22年度 大曲仙北広域市町村圏組合一般会計補

正予算（第3号）」

日程第7「議案第4号 平成22年度 大曲仙北広域角間川更生園特別会計補正予算（第2号）」

日程第8「議案第5号 平成22年度 大曲仙北広域介護保険特別会計補正予算（第3号）」

日程第9「議案第6号 平成22年度 大曲仙北広域市町村圏組合経費に係る負担金の一部変更について」の4件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。堂本管理課長。

管理課長（堂本義則君）

はい、議長。

議長（児玉裕一君）

はい、管理課長。

管理課長（堂本義則君）

議案第3号から第5号までの平成22年度2月補正予算と、議案第6号の平成22年度組合経費に係る負担金の一部変更につきまして、一括してご説明申し上げます。

議案説明資料3ページの総括表をご覧ください。

平成22年度最終となります今回の補正予算につきましては、一般会計が4,937万2千円、角間川更生園特別会計が4,775万5千円、介護保険特別会計が3億8,514万8千円の何れも増額で、合計では4億3,929万5千円の増額となり、補正後の予算総額を169億7,847万5千円とするものであります。

はじめに、議案第3号 平成22年度大曲仙北広域市町村圏組合一般会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

補正予算書の1ページをお開き願います。議案説明資料は4ページからとなります。

今回の補正は、諸支出金は増額となりますが、民生費と消防費については減額となり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,937万2千円を追加し、補正後の総額をそれぞれ27億9,498万2千円とするものであります。

予算の内容について歳入からご説明いたします。補正予算書は8ページからご覧ください。

1款分担金及び負担金1項2目社会福祉法人助成費負担金は、後三年鴻声の里の移転改築関連事業費や派遣職員に係る人件費差額の確定に基づく助成実績に合わせ、311万円を減額するものであります。

5目休日救急医療連携事業費負担金は、73万2千円の減額であります。これは、当該事業が本年度から県補助事業の対象となることが確定しており、係る補助金の交付見込額と構成市町負担金を振り替えるものであります。

8目消防費負担金は、798万5千円の減額であります。寄贈される高規格救急車の装備に係る経費が必要となるものの、ポンプ車更新に係る経費や人件費が減額とな

ったことにより、トータルでは減額となるものであります。

3 款財産収入の 2 5 万 2 千円の増は、財政調整基金利子の増額分であります。

4 款繰入金 2 項特別会計繰入金は、5,338 万 5 千円の増額であり、財政調整基金に積み立てるための各特別会計からの繰入金が増額となるものであります。内訳は、1 目角間川更生園特別会計繰入金が 2 5 9 万 6 千円、2 目介護保険特別会計繰入金が 5,078 万 9 千円となっております。

5 款繰越金は、8 6 3 万 1 千円の増額であり、前年度繰越金を全額計上するものであります。

6 款諸収入の 9 万 9 千円の増は、組合預金利子の増額分であります。

7 款組合債は、消防車両更新事業に契約差額が生じたことにより、1 9 0 万円の減額となるものであります。

8 款県支出金は、7 3 万 2 千円の新規計上であり、負担金の説明でも申し上げましたとおり、休日救急医療連携事業が県補助事業の対象となったことによるものであります。

次に、歳出についてご説明いたします。補正予算書は 1 0 ページからとなります。

3 款民生費 1 項 1 目社会福祉法人助成費は、3 1 1 万円の減額であり、内訳は歳入の説明で申し上げましたとおり、水交会に対する補助金を事業実績に合わせて補正するものであります。

6 款消防費 1 項 1 目常備消防費は、9 3 4 万 5 千円の減額であり、内訳は、人事院勧告や人事異動に伴う人件費の補正を行うほか、単価の高騰や救急出動回数の増加に伴い、燃料費を増額するものであります。2 目施設整備費は、5 4 万円の減額であります。内訳ですが、田沢湖分署に配備予定の高規格救急車に装備する自動心臓マッサージ器購入経費等を計上するほか、ポンプ車 3 台の更新に係る契約差額等を減額するものであります。

8 款諸支出金 1 項 1 目財政調整基金費は、6,236 万 7 千円の増額であり、一般会計を含めた各会計繰越金の未補正分や、利子を積み上げるものであります。

次に議案第 4 号 平成 2 2 年度大曲仙北広域角間川更生園特別会計補正予算（第 2 号）についてご説明申し上げます。

補正予算書は 1 6 ページをご覧ください。議案説明資料は 6 ページからとなります。

今回の補正は、事務費、事業費及び諸支出金の増額補正を行うものであり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4 7 7 万 5 千円を追加し、補正後の総額をそれぞれ 2 億 6,877 万 9 千円とするものであります。

歳入からご説明いたします。補正予算書は 2 1 ページからご覧ください。

1 款自立支援費は、3 0 0 万円の増額であり、入所利用者の入院が無かったことや外泊日数が少なかったことによるものであります。

2 款分担金及び負担金 1 項 2 目利用負担金は、食事の単価が下がったことや各事業

に係る利用実績が減少したことにより、50万2千円の減額となっております。

6款繰越金324万7千円の増は、前年度繰越金を全額計上するものであります。

7款諸収入2項1目民生費受託金は、7万円の減額であり、認定調査業務の受託実績に基づく補正であります。3項1目入所利用者作業収入は、基幹収入であるスノーポールの受注実績が減少したことにより、90万円の減額となるものであります。

次に、歳出についてご説明いたします。補正予算書は23ページからとなります。

1款事務費は、人事異動や共済組合費の負担率変更により必要となった、人件費167万9千円を予算措置するものであります。

2款1項1目事業費は、140万円の増額であります。これは、燃料単価の高騰や、施設の老朽化により水道漏れや修繕料がかさんだこと等により、需用費の予算措置をお願いするものであります。2目作業収入事業費は、受注が減少したスノーポールの原材料である晒し竹やペンキの購入費90万円が減額となるものであります。

6款諸支出金1項1目一般会計繰出金は、259万6千円の増額であり、繰越金を一般会計に繰り出して財政調整基金に積み立てるものであります。

次に、議案第5号 平成22年度大曲仙北広域介護保険特別会計補正予算(第3号)についてご説明申し上げます。

補正予算書は27ページから、議案説明資料は8ページからとなります。

今回の補正は、介護給付費、基金積立金及び諸支出金については増額、総務費と地域支援事業費については減額するものであり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億8,514万8千円を追加し、補正後の総額をそれぞれ139億1,471万4千円とするものであります。

歳入からご説明いたします。補正予算書は32ページからとなります。

1款介護保険料は、当初見込みより収納率が高くなると見込まれることにより、1,150万円の増収となるものであります。

2款分担金及び負担金1項1目構成市町負担金は、507万9千円の増額であります。内訳であります。1節介護給付費負担金の増額は給付実績の増、2節地域支援事業費負担金の減額は事業実績の減、3節職員給与費等負担金の減額は人件費の減、4節事務費負担金の減額は事務経費の減によるものであります。

4款国庫支出金1項1目介護給付費負担金は767万6千円の増、2項1目調整交付金については2,395万8千円の増、同じく2目地域支援事業交付金は、626万7千円の減となっております。

5款県支出金1項1目介護給付費負担金は、1,356万4千円の増、2項1目地域支援事業交付金は313万3千円の減額であります。

6款支払基金交付金1項1目介護給付費交付金は4,599万9千円の増額、2目地域支援事業支援交付金は752万1千円を減額するものであります。

4款から6款までは、保険給付費と地域支援事業費の交付決定額及び法定割合に沿

って補正するものであります。

7款財産収入の117万6千円の増は、基金利子の増額分であります。

8款繰入金1項1目介護従事者処遇改善臨時特例基金繰入金15万4千円の増は、当該基金が平成22年度末をもって廃止となることから、全額を取り崩すものであります。

9款繰越金は、前年度繰越金を全額計上するものであり、2億9,256万3千円の増額であります。

10款諸収入の40万円の増は、組合預金利子の増額分であります。

次に、歳出についてご説明いたします。補正予算書は36ページからご覧いただけます。

1款総務費1項1目一般管理費は、人事院勧告や人事異動に伴う人件費の不用額や、委託料や貸借料の契約差額、649万6千円を減額するものであります。

3項介護認定審査会費の290万円の減は、認定申請件数の減により生じた認定審査会委員報酬、主治医意見書作成料及び認定調査委託料等の不用額を減額するものであります。

2款保険給付費1項1目介護サービス給付費は、1億5,291万2千円の増額となっており、ショートステイやデイサービス事業所等の増加に伴う居宅介護サービス給付費の急増が最大の原因であります。

2目介護予防サービス給付費の58万4千円の減については、利用実績が見込みを若干下回ったものであります。

5項高額医療合算介護サービス等費は、100万円の増額であります。

2款保険給付費全体では、1億5,332万8千円の増額となっております。3款地域支援事業費1項1目介護予防事業費は、2,423万8千円の減額であります。これは、構成市町に委託して行っている特定高齢者把握事業の実績が見込みを下回ることなどにより、事業委託料も減額となるものであります。

2目包括的支援事業・任意事業費の474万8千円の減は、任意事業の家族介護者交流事業や配食サービスの減に伴う委託料の減額によるものであります。

3款地域支援事業費全体では2,898万6千円の減額となります。

5款基金積立金1項1目介護給付費等準備基金積立金は、1億2,639万4千円の増額であり、繰越金に含まれていた21年度の保険料や、基金から生じた利子の増額分を、今後の給付費に充てる財源として積み立てるものであります。

7款諸支出金1項2目償還金は、9,301万9千円の増額であります。内訳は、21年度の給付費及び地域支援事業費の精算に伴う返還金で、何れも前年度繰越金を財源として国・県に返還するものであります。

2項1目一般会計繰出金は、5,078万9千円の増額であります。繰越金を全額補正し、財政調整基金に積み立てるため一般会計に繰り出すものであります。

2月補正予算に引き続き、議案第6号 平成22年度大曲仙北広域市町村圏組合経

費に係る負担金の一部変更についてをご説明いたします。

議案説明資料の12ページをご覧ください。

本案は、組合規約第11条第2項の規定により、平成22年第1回定例会で議決をいただいた議案第10号の一部変更について、議会の議決を求めるものであります。

ただ今ご説明いたしました、議案第3号 一般会計補正予算(第3号)を受け、社会福祉法人助成費負担金については311万円、休日救急医療連携事業費負担金については73万2千円、消防費負担金については798万5千円の何れも減額、議案第5号 介護保険特別会計補正予算(第3号)を受け、介護保険費負担金については507万9千円を増額し、平成22年度の負担金の総額を、大仙市26億9,488万5千円、仙北市9億8,394万7千円、美郷町7億435万3千円、計43億8,318万5千円とさせていただくものであります。

以上、議案第3号から第5号までの平成22年度2月補正予算と、議案第6号平成22年度組合経費に係る負担金の一部変更についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長 (児玉裕一君)

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。

これより「議案第3号」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

これより「議案第4号」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

これより「議案第5号」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。

これより「議案第6号」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第10「議案第7号 平成23年度大曲仙北広域市町村圏組合一般会計予算」

日程第11「議案第8号 平成23年度大曲仙北広域角間川更生園特別会計予算」

日程第12「議案第9号 平成23年度大曲仙北広域介護保険特別会計予算」

日程第13「議案第10号 平成23年度大曲仙北広域市町村圏組合経費に係る負担金について」の4件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。鎌田副管理者。

副管理者 (鎌田榮治君)

はい、議長。

議長 (児玉裕一君)

はい、副管理者。

副管理者 (鎌田榮治君)

それでは議案第7号から第9号までの平成23年度当初予算と、議案第10号の平成23年度組合経費にかかる負担金について、一括してご説明申し上げます。

予算案につきましては、地方自治法第211条第1項の規定に基づき、当組合における一般会計と2特別会計、合わせて3会計の平成23年度当初予算について、議会の議決をお願いするものであります。

それでは、はじめに議案説明資料の13ページをお開きいただきたいと思います。

はじめに総括表をご覧願います。全会計の総額であります。174億2,774万円となっております。前年度当初比較で9億8,618万4千円、率にして6.0%の増となるものであり、介護保険特別会計における保険給付費等の伸びが主な要因となっているものであります。

それでは、各会計ごとの主な項目について、順次ご説明をさせていただきますが、議案説明資料と予算書を参照しながらお聞きいただきたいと思います。

はじめに、議案第7号 平成23年度大曲仙北広域市町村圏組合一般会計予算についてご説明申し上げます。予算書の方は1ページでございます。

一般会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ26億3,780万7千円で、前年度当初比較で9,287万1千円、率にして3.4%の減となっております。主な理由としては後三年鴻声の里改築に係わる社会福祉法人水交会への助成費が減額となったものであります。

それでは歳入からご説明いたします。予算書の方は7ページからご覧願います。

1 款分担金及び負担金は、24億6,392万9千円であります。事務費、社会福祉法人助成費、斎場費、病院群輪番制事業費、休日救急医療連携事業費、歯科在宅当番医制事業費、がん診療連携拠点病院支援費、へい獣保冷センター費、消防費にかかる構成市町負担金であり、歳入総額の93.4%を占めております。

社会福祉法人助成費負担金は、後三年鴻声の里移転改築事業の終了による大幅な減額、歯科在宅当番医制事業費負担金については、県からの委託を受けて現在大曲仙北歯科医師会が実施している事業の、平成22年度末終了が決定しており、23年度以降は当組合の事業として継続するため、かかる負担金の新規計上が必要となったものであります。

消防費負担金については、消防車両更新事業にかかる事業費は減となるものの、デジタル無線基本設計料や車両端末装置のFOMA移行にかかる経費を計上したことなどにより増額となったものであります。また、消防費負担金には、699万8千円の特別負担金が含まれておりますが、この主な内訳は、はしご付き消防自動車改修事業にかかる償還費として、平成18年度実施の大曲消防署配備車両分が263万5千円のこれは大仙市の負担、19年度実施した田沢湖分署配備車両分が223万3千円のこれは仙北市の負担、などとなっております。

次に2款使用料及び手数料は、2,511万3千円であります。内訳は、3カ所の斎場とへい獣保冷センターの使用料が2,310万3千円のほか、へい獣集荷処理手数料、危険物貯蔵設備の検査手数料等であります。

3款県支出金は、73万2千円でありますけれども、休日救急医療連携事業にかかる県の補助金であります。先程の補正予算説明でも申し上げましたが、平成22年度から補助対象となっております。

5款繰入金は、7,000万2千円となっております。

説明資料の20ページをご参照願いたいと存じますが、基金繰入金は、一般会計及び各特別会計の財源充当分として財政調整基金を取り崩すものであります。23年度の取り崩し額は、総額7,000万円となり、取り崩し後の残額は5,944万9千円となる見込みであります。

議案説明資料は13ページの方にお戻りいただきたいと存じますが、各特別会計繰入金は、22年度決算に伴って生じる繰越金等を、財政調整基金に積み立てるために繰り入れるものであり、当初予算におきましては存置計上としております。

議案説明資料の14ページになります。

6款繰越金は、前年度繰越金として存置計上となっております。

7款諸収入は、6,072万9千円であります。主な内訳は、社会福祉法人水交会貸付金の返還金3,800万円、県消防学校等への派遣職員人件費交付金約1,720万円、秋田自動車道救急業務支弁金約517万円などであります。

8款組合債は、1,730万円であり、消防ポンプ車の更新にかかる借入分であり



ます。

なお、消防車両の更新につきましては、平成23年度以降、構成市町が起債する過疎債も財源とさせていただくことで、財政負担の軽減を図っていくこととなっております。

続いて、歳出をご説明いたします。予算書は11ページです。

1款議会費は、58万7千円で、内訳は議員報酬と費用弁償等でございます。

2款総務費は、8,430万7千円であります。一般管理費の内訳は、人件費が7,011万3千円と83.3%を占めているほか、一般事務経費と、交流センター内の広域事務所経費として、大仙市への負担金83万6千円、職員互助会交付金150万円などがあります。監査委員費は、報酬や費用弁償等、17万1千円の計上でございます。

3款民生費は、6,156万7千円で、後三年鴻声の里移転改築事業の終了により、前年度当初比較で9,846万6千円の大幅な減となっております。内訳は、社会福祉法人水交会に対する補助金2,356万7千円と貸付金3,800万円であり、補助内容は、派遣職員人件費差額分が2,114万円、改築にかかる県と福祉医療機構の貸付金償還費分が合わせて242万7千円となっております。

4款衛生費は、1億915万8千円であります。

斎場費は、6,148万2千円で、前年度当初比較で332万2千円の増であります。主な経費は人件費のほか、毎年度実施している火葬炉の補修工事費や、火葬用燃料費等であります。また中央斎場改築関連経費として、改築検討委員会にかかる経費のほか、建設候補地の比較資料作成業務委託料200万円を計上させていただいております。

病院群輪番制事業費は、2,484万円で、仙北組合総合病院、大曲中通病院、角館総合病院に対する事業費補助金であります。

休日救急医療連携事業費は、689万円で、看護師賃金や事業運営に要する負担金であります。

歯科在宅当番医制事業費は、177万5千円で、管理者の挨拶や負担金の説明でも申し上げましたとおり、地域医療の観点から新たに広域事業として実施することとなり、負担金を新規計上したものであります。

がん診療連携拠点病院支援費は、1,000万円であります。本事業は、広域圏唯一のがん診療連携拠点指定病院である仙北組合総合病院に対し、単年度1,000万円を、平成21年度から平成25年度までの5年間補助するものであり、平成23年度は3年目にあたるものでございます。

へい獣保冷センター費は、417万1千円であります。当該経費は前年度まで農林水産業費として計上してきたものであります。事業の性質等を勘案し、衛生費へと組み換え計上するものであります。

次に議案説明資料の15ページの方をご覧いただきたいと存じます。

5款消防費は、22億4,479万7千円で、前年度当初比較で22億9万3千円の増となっております。

常備消防費は、21億5,099万3千円で、人件費が93.3%を占めておりまして、主な新規事業にかかる経費は、平成14年度に貸与した夏服の更新が347万2千円、経年劣化している救急服の更新が174万3千円、などとなっております。

また、施設整備費は、9,380万4千円で、前年度当初比較で6億90万6千円の減となっております。最も大きな事業は、車両2台の更新でありまして、南分署CD-1型ポンプ車キャブ付きのものでありまして、これが3,260万円、西仙北分署配備の2B型救急車が2,150万円となっております。ほかに、消防救急無線のデジタル化にかかる基本設計業務委託費1,278万9千円、車載端末装置のFOMAへの移行経費1,807万1千円、角館消防署庁舎屋根修繕関連経費として795万7千円となっております。

6款公債費は、7,838万7千円であります。消防施設整備事業債にかかる償還費が多くを占めているほか、一時借入金の利子を計上しております。

7款諸支出金、5,700万4千円は、基金取り崩し分の各特別会計への繰り出し分などであります。

8款予備費は、前年度同額の200万円の計上でございます。

次に、議案第8号 平成23年度大曲仙北広域角間川更生園特別会計予算についてご説明いたします。予算書の28ページです。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億6,554万9千円で、前年度当初比較で2億72万6千円、率にして1.04%の増となっております。

歳入からご説明いたします。予算書の方は33ページとなります。

1款自立支援費は、1億8,431万6千円であります。障害者自立支援法の見直しにより、前年度当初比較で3億2万5千円の増であります。

2款分担金及び負担金は、5,448万円であります。構成市町負担金2,592万1千円は、前年度当初比較で4億4万3千円の増となっておりますが、これは事務費や事業費が増額になったことなどによるものであります。利用者負担金は2,855万9千円で、施設入所分のほか、各種事業にかかる利用者の負担分であります。前年度当初比較で3億3万2千円の減となっておりますけれども、法の見直しにより利用者の負担が軽減されたことによるものでございます。

議案説明資料は16ページのほうになりますが、3款県支出金は、障害児等療育支援事業県委託金として、前年度当初比1億6万円減の2億72万5千円を計上しております。

4款寄附金は、存置項目であり、5款繰入金は、財政調整基金を取り崩して繰り入れるもので、前年度当初比較2億00万円増の7億00万円となっております。

6 款繰越金は、存置計上であります。

7 款諸収入は、1,702万6千円であります。民生費受託金の相談支援事業分と生活訓練事業分は、歳出4款地域療育等支援事業の一環として大仙市から受託するものであります。放課後生活支援事業分と日中一時支援事業分は、利用者居住市町からの受託収入であります。入所利用者作業収入485万3千円は、スノーボールの売り上げ等となっております。

続いて、歳出をご説明いたします。予算書の方は36ページからとなります。

1 款事務費は、1億9,294万3千円であり、職員19人にかかる人件費が86.6%を占めております。その他の事務経費の内訳は、臨時職員賃金や消耗品費、借上料、研修旅費等であります。

2 款事業費は、5,477万9千円であります。内訳は、老朽化の著しい給湯配管の全面交換工事費205万8千円、開園30周年記念事業にかかる負担金40万円の臨時的経費のほか調理業務委託料、光熱水費、及び利用者の作業にかかる経費等でございます。3 款共同生活援助事業費427万1千円は、角間川更生園がバックアップ施設となって運営し、現在5人が入所している「グループホームかわみなと寮」にかかる経費で、主な内訳は世話人の賃金等でございます。

4 款地域療育等支援事業費は、823万1千円であります。圏域内で暮らす障害児・者の外来療育や相談支援を主とする事業で、県や大仙市との委託契約に基づいて実施する事業であります。臨時やパート賃金、事業の拠点としている「地域サポートセンター」の維持管理費が主な経費でございます。

5 款放課後生活支援事業費は、482万4千円であります。大曲養護学校児童・生徒の放課後や、夏休みや冬休み期間中の支援を構成市町から受託する事業であり、臨時・パートの人件費が主な経費であります。

7 款予備費は、前年度同額の50万円の計上であります。

次に、議案第9号 平成23年度大曲仙北広域介護保険特別会計予算についてご説明申し上げます。予算書は48ページとなっております。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ145億2,438万4千円で、前年度当初比較で、10億7,632万9千円、率にして8%の大幅な増となっております。これは介護サービス給付費等の大幅な伸び、8.3%伸びておりますがこれが主な原因でございます。

歳入からご説明いたしますが、予算書の方は53ページから、議案説明資料は17ページからになります。

1 款介護保険料は、22億2,680万8千円で、前年度当初比較で2,972万2千円、率にして1.32%の減であります。これは第1号被保険者数が減少したことによるものであります。収納率は、前年度保険料が98%、滞納繰越分については23.5%で積算しております。

2 款分担金及び負担金は、20 億 3,325 万 4 千円で、前年度当初比較で 1 億 5,052 万 1 千円、7.99%の増となっております。財政調整基金から 5,000 万円を充当しておりますが、保険給付費の増などにより、構成市町の増額負担をお願いするものであります。

3 款使用料及び手数料、30 万 1 千円は、介護保険料の督促料等であります。

4 款国庫支出金、5 款県支出金、6 款支払基金交付金につきましては、歳出 2 款保険給付費、3 款地域支援事業費、4 款民生費に対して法定割合によって算出される負担金、補助金及び交付金であります。

7 款財産収入は、存置項目であります。

8 款繰入金は、2 億 5,488 万 6 千円であり、内訳は保険料の軽減を目的とする介護給付費等準備基金からの繰り入れが 2 億 488 万 6 千円、構成市町負担金軽減のため、財政調整基金を取り崩して繰り入れる額が 5,000 万円であります。なお、介護従事者処遇改善臨時特例基金につきましては、22 年度末をもって廃止となります。

9 款繰越金は、保険料の歳出還付金充当分など、100 万円の計上であります。

続いて、歳出の説明にうつらせていただきます。議案説明資料の 18 ページでございます。予算書の方は 58 ページからになります。

1 款総務費は、2 億 6,582 万 2 千円であります。総務管理費は、人件費やリース料等の一般事務経費が減額となっているものの、平成 24 年度から 26 年度までの第 5 期介護保険事業計画の策定にかかる委託料等の経費を措置したことから、前年度当初比較 333 万 5 千円の増となるものであります。また、介護認定審査会費は、認定調査員の 1 名増員による増があるものの、認定申請件数の減に伴う主治医意見書作成料などの経費減が見込まれることから、243 万 3 千円の減額となるものであります。

2 款保険給付費は、138 億 5,017 万 9 千円であります。各サービス全般において利用者の増が見込まれるほか、特に短期入所事業所等の整備が進んでいることによる居宅介護サービス費の伸びが著しく、前年度当初比較で 10 億 6,684 万 6 千円、率にして 8.35%の大幅な増となるものであります。

3 款地域支援事業費は、3 億 8,580 万 5 千円であります。介護予防事業費、包括的支援事業・任意事業費ともに増額となっており、前年度当初比較で 907 万 5 千円の増となるものであります。地域包括支援センターの人員については 4 名の増を予定しており、かかる経費も増額となるものであります。

議案説明資料の 19 ページをお開き下さい。

4 款民生費は、低所得者に対する交付事業費として 87 万 8 千円の計上であります。

5 款基金積立金は、利子等の積み立て分として存置計上、6 款公債費は、一時借入れが発生した場合の利子として、69 万 1 千円の計上、7 款諸支出金は、第 1 号被

保険者保険料還付金等の、100万2千円であり、8款予備費は、前年度同額の2,000万円の計上となっております。

以上、議案第7号から第9号までの、平成23年度当初予算についてご説明申し上げましたが、引き続き議案第10号平成23年度大曲仙北広域市町村圏組合経費の負担金についてご説明申し上げます。

議案説明資料の21ページをお開き下さい。

本案は、大曲仙北広域市町村圏組合規約第11条第2項の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第7号から議案第9号までの平成23年度当初予算に伴う構成市町負担金であり、その詳細一覧につきましては説明資料の22ページから27ページのとおりであります。ここでは総額ベースのご説明として、議案説明資料の28ページの比較増減表をご覧いただきたいと存じます。

負担金総額では、最後の合計欄のとおり前年度当初比較で1億3,317万1千円、率にして3.03%増の45億2,310万4千円となるものであります。これを、各負担により算定した結果、大仙市は前年度当初比較で7,184万2千円増の27億7,096万7千円、仙北市は前年度当初比較で4,029万1千円増の10億2,571万1千円、美郷町は2,103万8千円増の7億2,642万6千円、と言う各構成市町の負担金と定めるものでございます。なお、負担金の構成市町の構成比は大仙市が、61.26%、仙北市は22.68%、美郷町は16.06%というふうになったものでございます。

後三年鴻声の里移転改築事業の終了により、社会福祉法人助成費負担金が減少する一方で、介護給付費の伸びにより介護保険費負担金が大幅な増額となりますが、可能な限りの財政調整基金を取り崩し、及び経常経費の縮減等により、構成市町の負担を極力抑えた予算としたものでございます。

以上、議案第7号から議案第9号までの平成23年度大曲仙北広域市町村圏組合一般会計並びに各特別会計予算と、議案第10号の平成23年度大曲仙北広域市町村圏組合経費の負担金について一括してご説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

議長 (児玉裕一君)

これより、質疑に入ります。

議案第7号につきまして質疑の通告がありますので、発言を許します。

14番 佐藤文子君。

議員 (佐藤文子君)

はい、14番。

議長 (児玉裕一君)

はい、14番。

議 員 (佐藤文子君)

お時間をいただき、早速質問をさせていただきます。一般会計の中では消防費、特に消防職員の増員というふうなことを図られないものかというふうなことで、予算には反対するわけではありませんけれども、強く意見として申し上げたいと思います。

昨年の11月全員協議会の中に、職員の配置再編計画というふうなものが出されました。それに添付されました各資料を見て、ちょっと愕然としたのは、消防職員の年次休暇取得日が、平均3.7というふうなことで全県の中でも3番目に低いというふうな実態がありました。いったいこの消防職員の皆さんは休暇を取れているのだろうか、というふうなこともあり、また、報告の再編計画にあたっては職員体制の経緯の中では救急では乗せ替え等を行っているけれども、救急救命士等の配置など乗せ替えも現状では困難である、とか、また救急講習会とかこういった所には、非番や休日を返上して職員を配置せざるを得ない状態だ、こういったことまで出されているわけです。そういうふうな意味でこれは根本的な抜本的な増員を図るべきではないかというふうな意味でいくつか質問をさせていただきたいと思います。

まず一つは、非番出勤、あるいはその非番出勤出勤時間、それから時間外勤務時間の実態、年次・夏季休暇・病欠・忌引きの取得状況について、具体的に細かく教えていただきたいと思います。

二番目には、職員の配置再生再編案はこれまでの体制よりわずか3名増というふうなことになるわけでございますけれども、先に申しました非番・休日返上という働き方、あるいは低い有給休暇の取得率、同時ペア出勤といったこうした過酷な労働実態というものが改善になるのかどうか、その辺の認識をお聞きしたいと思います。

三つ目には、消防職員の配置基準というものを国の基準に照らして積算すべきであって、当広域の事情等を勘案してというふうなことで大変国の基準よりも低く積算根拠を出しているわけです。例えば消防ポンプ自動車には国では五人搭乗しなければならないとしているにも関わらず三名としていること、また予防要員も国の基準では二名としているところを三名というふうなことで、つまりはここ10年くらい前からなんら人員体制の変化のない基準にしているというふうなことでこれでは職員の労働の大変困難な状況等を改善することは難しいということが考えられますので、その辺、抜本的な増員を図る意味でも国の積算根拠に基づく要員の算出を考えたいかがかというふうなことで申し上げたいと思います。以上、3点についてお尋ねいたします。

議 長 (児玉裕一君)

答弁を求めます。高橋消防長。

消防長 (高橋庄孝君)

はい。それでは佐藤議員のご質問にお答えいたします。

ご質問は、消防職員の再編計画（案）についてであります。

はじめに、非番日の招集日数、時間外勤務時間の実態と、年次、夏季休暇、病欠、忌引きの取得状況についてであります。平成21年度の実績をご報告申し上げます。災害出動や立ち入り検査並びに各種講習会のための非番招集の延べ日数は年間205日で、一人当たりの年間時間外にしますと、109時間、年間平均招集日は36日となります。また、休暇の平均取得状況につきましては、年次休暇は平均で3.7日ありますが、病気休暇や結婚などの特別休暇は含まれておりません。また、夏季休暇日数は1人3日間となっております。

長期病欠者は2人で、休暇取得日数は延べ260日。忌引き者は32人で、取得日数は延べ49日であります。なお、長期病欠者のうち、1名は現在休職扱いとなっていて、職場復帰にはなお時間を要する見込みであることから、来年度新規採用職員を1名前倒し採用をしていただき、勤務体制の確保を図っていただいております。

年次休暇の平均取得日数が3.7日となっている状況につきましては、消防の隔日勤務者の勤務体制が、24時間勤務の交代制勤務であるため、個人的な諸行事が非番日、または週休日に予定された場合は休暇取得の必要が生じないところであります。ただし、年次休暇の取得希望が多い土曜日や日曜祭日に際しましては、勤務の調整ができない場合もあることから職員には個々に勤務交代をしていただいて対応をしているところであります。

次に勤務の改善についてであります。職員数につきましては、議員ご指摘のとおり3名の増員を計画したところであります。消防職員の隔日勤務者の勤務サイクルは、2交代制では、勤務日と非番日を6週間繰り返しその中に12日間の週休日がありますが、3交代制では、勤務日と翌日の非番日、翌々日の週休日を3週間繰り返し、その中に6日間の週休日と、8時間の日勤日が組み込まれ、これを年間繰り返すものであります。この再編計画では、田沢湖分署と協和分署を現行の2交代制から3交代制に移行することとしており、これにより消防署及び統合分署と同じ体制となることから、所属間の勤務人員の調整が図りやすくなるため、休暇の取得も容易になるなど勤務体制の改善につながるものと考えております。また、非番日と週休日連続する日数も多く職員の疲労回復にもつながると考えております。

なお、同時ペア出動は火災や救急出動の際に、ポンプ車と救急車が同時に出動する体制と、火災の場合にタンク車と消防ポンプ車がペアで出動し消火活動を行うことを同時ペア出動と呼んでおりますが、この体制は当日出番の勤務者が人命救助を優先して行うことと、小規模消防隊が隊員の安全を図るために行う体制のことでありまして、勤務の態勢には影響を及ぼさないものであります。

次に、職員数の積算基準についてであります。国の示す消防力の整備指針による当広域消防本部の基準人員は338名であります。この基準人員数は、都市部で消防

局体制をとっておる、東京・横浜・大阪・名古屋・千葉・札幌など、一部の消防局で純粋に消防車両に乗車する人員を積算したものであり、地域の実情を考慮して増減ができるという、隊員の兼任による乗せ替え等は見込んでいない基準人員数であります。

当消防本部では、救急救命士を除く救急隊員と、はしご車隊員、救助工作車の乗車人員のうち2名を乗せ替え可能要員として積算し、計画職員数を255名としているところであります。

各消防本部の国の示す積算基準は公表されておりませんが、署所の数、人口、面積、車両台数や災害発生件数及び防火対象物の数等を考慮し職員数を積算しておりますが、当消防本部が計画する職員数は、秋田県内の消防本部や東北6県並びに全国の類似する消防本部と比較しましても、ほぼ同じであります。

なお、今後において高規格救急車の配置増や国民保護法に基づく消防力の更なる強化が求められた場合には、現行の消防体制について再検討を行い、議会の皆様や関係機関の皆様のご意見を伺いながら体制の見直しを図ってまいりたいと考えております。なお、消防職員の隔日勤務体制、交代制勤務サイクル等については、伊藤消防次長が別添の資料に基づきまして説明いたしますのでよろしくお願いを申し上げます。

消防次長 (伊藤和美君)

それではお手元の資料、消防職員の隔日勤務体制につきまして、ご説明をさせていただきます。はじめに、消防職員の隔日勤務につきましてご説明いたします。隔日勤務者は午前8時30分から翌日の午前8時30分まで24時間完全拘束となります。ただし、24時間のうち、勤務を要する時間は16時間ありますので残りの8時間は拘束されてはおりますが、5時間の仮眠時間と昼食、夕食等の休息時間として3時間が割り振られている状況であります。お手元の表は本年1月と2月のカレンダーを横に表したものでありまして、3交代制勤務を上段に2交代制勤務を下段に記載しております。3交代制勤務の場合は1部2部3部と3班に分かれております。それぞれの部に配置されている職員はすべて同じ勤務体制となります。1部勤務の職員でありますと1月1日が勤務日となり、2日が非番日、3日が週休日となつて、4日目がまた勤務日というような形になります。週休日とは土曜日、日曜日の休日を割り振っているものであります。また、11日火曜日に日勤という日がありますが、これは午前8時30分から午後5時15分までの8時間の勤務を要する日でありまして、3週間に1回割り振られこの3週間を1サイクル、黄色で色塗りをした部分でありますけれども、1サイクル平均1週40時間の勤務時間を確保しながら、年間52週繰り返していくものであります。1カ月単位で区切ってみますと泊まりの勤務を要する日は11日で1日は日勤日となりますので残り19日は非番日、若しくは週休日等の休日となります。次に下段の2交代制勤務の場合であります。1部2部の2班体制であります。それぞれの部に配置されている職員でも週休日は個々の職員によって異なります。この表は1部2部配属の1人の職員を例として示しております。1部に配置の職



員でありますと、1月1日が勤務日となり、2日が非番日、3日が勤務日、4日が非番日、5日と6日が週休日となりますので、3連休となるところであります。この2交代制勤務の場合は日勤日は割り振られておりませんが、6週間を1つのサイクル、紫色で塗りつぶしている部分でありますけれども、1つのサイクルとしてこれを年間52週繰り返すものであります。6週の終わりと7週のはじめ、この表でいきますと2月9日から13日までに連続した週休日が割り振られ、5日間の連休が生じております。平均しますと、1週40時間の勤務時間は確保しておるところであります。これを1カ月単位で区切ってみますと、泊まりを要する日は平均11日となりまして残り20日は非番や週休日等の休日となります。なお、隔日勤務者に対しましては年末年始の休日や祝祭日には勤務を要した時間に応じて、それぞれ休日勤務手当が支給されているところであります。以上で説明を終わります。

議長 (児玉裕一君)

14番、再質問はありますか。

議員 (佐藤文子君)

はい、議長。

議長 (児玉裕一君)

14番、佐藤文子君。

議員 (佐藤文子君)

はい。何度聞いてもなかなか分からない。そういうのが消防の勤務状況なんですけれども、いずれにしても先程の答弁で8時間は休憩を取れる時間帯があるんだと良いながらも、患者さんやまた、消防職員の体制関係なく、呼び出しが出てくるわけですので、拘束時間がきっちりと8時間休憩として取れるようなものなのかどうかは全く分からない。24時間まるっきり出勤を続けなければならないという実態もあるわけです。そうして非番となった、そこを返上して救急講習会等に派遣されるという、こういうことがどうしても私は考えられないわけです。そういう意味で休日返上、先程の答弁でもありましたけれども、休日返上もしている、そういうふうなことで休日返上もしているけれどもなお、有給休暇も3.7、かつては平成16年度は3.6日なんです。このときには未取得者は41人もいた。さらに遡って13年度は、2.19日。そして未取得者が52名いる。こういうことが度々の配置再編計画の中で報告がされている。全く事態は変わっていなかったということで、そういうふうな意味で、再編計画では基準に15日の有給休暇を盛り込んだ計画になっているわけですね。果たしてこれが本当に実現できるのだろうかとか甚だ深い疑問な訳なんですけれどもその辺はいかがですか。

議長 (児玉裕一君)

答弁を求めます。高橋消防長。

消防長 (高橋庄孝君)

はい、ただいまの佐藤議員のご質問にお答えを申し上げます。

いずれ、年次休暇の取りやすい職場になるよう努めてまいりたいと思います。以上でございます。

議 員 (佐藤文子君)

はい。議長。

議 長 (児玉裕一君)

はい、14番。再々質問。

議 員 (佐藤文子君)

なかなか取りにくい雰囲気なのかどうか現状はどのように考えてらっしゃるのかわかりませんが、いずれ大仙市の公務員の年次休暇はだいたい1年間10日取られている。そして秋田県では7.9日、東北六県では10.何日。これが消防のみ皆さんの心身の再生を図るにふさわしい最低限これぐらいは取らなければいけないという数値だと思うんですね。そういうふうな意味で、もう一点は、予防業務の強化がかなり期待されているわけですが、この立ち入り検査等の充実もずっと8年間見てきましたけれども、最初のあたりは17.5%までいった、しかしその後は13%、14%、低いときでは11%というこういった状況なんですね。ここを本当に引き上げるそういう気があるのかどうか、そのための体制を作るためには増員をしなければいけなくなるわけです。そういったことで今非常に人員不足というふうな労働条件をしっかりと確保して心身の休養をしっかりとって頑張っていたら、そういったための増員をやったりしなくてはならないと言うふうなことを申し上げておきたいと思います。広域は各市町村の構成でなっているわけですので、消防はそれぞれ地方交付税の対象事業として各市町には見合った地方交付税が算入されているはずですが、ちょっと調べてみますと、どうも消防の負担金、広域の負担金22億あるわけですが、3市町合わせた消防に係わる基準財政需要額というふうなのが27億ぐらいになる。そういう計算になっているわけです。その辺も考えますと、しっかりともう少し人も増やせる財政的な負担を求めていける問題なのではと是非、増員を今後検討していただきたいということをお話しして終わります。

議 長 (児玉裕一君)

14番、答弁必要ですか。

議 員 (佐藤文子君)

あとはいいです。

議 長 (児玉裕一君)

これにて質問を終結します。

次に議案第9号につきましても質疑の通告がありますので、発言を許します。

14番、佐藤文子君。

議 員 (佐藤文子君)

時間を取らせて申し訳ありません。

介護保険に関連しまして、来年の介護保険、3年に1回の見直しの年ということで、今年度かけて色々企画改正される方向だと思います。来年度の制度改定の根幹は、地域包括ケア推進ということで施設から在宅へシフトされるということで、要支援1と2とこういった軽度の判定者については介護保険からはずすということも考えられているようです。これらに対しては、その後市町村の裁量に任せられて、財源も介護保険から出された支給保険額よりも限られるのではと懸念されておりますけれども地域支援事業に移すというふうなことが市町村の裁量でもって出来るようにすると考えているようですけれども、広域介護保険事務所としてはこの問題をどのように考えられているのか対応方お考えがありましたらお聞かせ願いたいと思います。

議長 (児玉裕一君)

答弁を求めます。佐々木介護保険事務所長。

介護所長 (佐々木勝君)

ただいまの佐藤文子議員のご質問にお答えします。

はじめに、地域包括ケアについて申し上げますが、元来、介護保険法には「高齢者が要介護状態になっても可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した生活を営むことができるように配慮されなければならない」と条文に謳われております。当組合の3期、4期の事業計画におきましても「住み慣れた地域で安心して暮らせる環境づくり」をキーワードに掲げましてこれまで取り組んできております。

しかしながら、急速な高齢化の進展による一人暮らしの高齢者や認知症高齢者の増加、さらには高齢者の住む地域特性の多様化など社会環境の変化を背景に、必ずしも介護保険の保険給付だけではこれらの目的達成には十分でないことから、平成24年度から始める第5期計画においては介護、予防、医療、生活支援サービス、住まいの5つを一体化して提供していく「地域包括ケア」の考え方に基づいた計画策定が要請されておるところでございます。管理者から行政報告で申し上げましたように管内の生活圈域毎に実施するニーズ調査を踏まえ、必要となるサポート体制の整備やサービスの量を積み上げた形で、策定作業を進めることになると考えております。

次に、要支援1・2と軽度判定された高齢者についてですが、議員ご指摘の市町村の判断で地域支援事業に移すことができるというような改正案については、今回の国の制度見直しに関する社会保障審議会介護保険部会の論議の中で、医療と介護の連携強化等のポイントの一つである「保険者判断による予防給付と生活支援サービスの総合化」として掲げられております。

これについては、平成18年度から実施された要支援者に対する予防給付が、訪問介護における多くの時間が生活援助にさかれるケースが多く、本人の能力を出来る限り活用して自立を目指すという制度の趣旨が必ずしも徹底されていない状況にあるため、医療ニーズの高い要介護者など重度の要介護者向けのサービスの充実を図る必要

性がある一方で、要支援者・軽度の要介護者に対する介護サービスにつきましてはその状態などを踏まえた検証が必要であり、いわば重度者と軽度者を分けて考えることが必要であるという意見があったようでございます。

このことについては、保険給付の効率化・重点化の観点のみならず、重度化の防止、本人の自立を支援するという観点からも指摘されており、介護認定において要支援と非該当を行き来する高齢者などに対するサービスを切れ目なく提供する観点から、予防給付と配食や見守りサービスといった生活支援サービスを一体化し、市町村がサービスをコーディネートすることが効果的であるということでもあります。

開始後10年を超えました介護保険制度でございますが、これまでの経緯を顧みますと常に時代の変化、ニーズに即して制度の改正を行いながら、事業の実施、結果の検証を繰り返し、より法の趣旨に沿う制度の構築を目指してきているところであり、当面する課題であります拡大し続ける介護費用に対する保険料や保険者の負担増への対応などについては懸念材料が払拭できないものの、全体としては制度の持続可能性、社会保障の総合化を目標にしているといたしておるところでございます。

議員ご指摘のような、仮に要支援など軽度の要介護者に対するサービスが地域支援事業に移すことが可能となった場合でございますが、一義的には地域支援事業を委託している市町村地域包括支援センターの実施体制にかかってくると思いますが、当組合としては、サービスに要する財源の確保や事業の内容など対象者の利益に叶うような形を前提にその是非について構成市町と協議、調整が必要となってくると思っております。

何れにしましても、介護保険制度そのものが地域住民の理解と納得があってはじめて成立するものであるという認識のもとに、制度の周知・定着に関する広報活動をはじめ、当組合の役割であります被保険者の資格管理や保険料の徴収事務、介護認定事務、事業者に対する指導監査また、従事者の研修事業、保険給付事務などに今後とも鋭意取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

議長 (児玉裕一君)

14番、再質問はありますか。

議員 (佐藤文子君)

はい、議長。

議長 (児玉裕一君)

はい、14番、佐藤文子君。

議員 (佐藤文子君)

ありがとうございます。何れ改定が行われる度に介護保険の利用の抑制というものに力点が置かれているような感じがするわけです。高齢化がかなり進んできておりますし、また介護保険から食事の介護と言っても料理を作るのは介護保険からは出さない、食べさせる援助は介護保険、こういうことを細かく如何にしてこの保険からサービスを提供していくかということに力が置かれているような感じがして、大変この要

支援 1、2 の軽度者を保険からはずす動きの方向も私は非常に心配されるという立場から質問したわけですが、いずれ必要なサービスがしっかり介護保険から支給されるようなそういう立場で運営していただきたいと言うようなことをお願いいたします。以上です。

議 長 (児玉裕一君)

答弁はいいですか。

議 員 (佐藤文子君)

いいです。

議 長 (児玉裕一君)

ほかに質疑ありませんか。

(質疑なしの声)

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。

これより「議案第 7 号」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

これより「議案第 8 号」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

これより「議案第 9 号」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

これより「議案第 10 号」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、今期定例会の日程は全て終了いたしました。  
これにて、平成23年第1回大曲仙北広域市町村圏組合議会定例会を閉会いたしま  
す。  
大変ご苦労様でした。